請求書への押印の廃止について

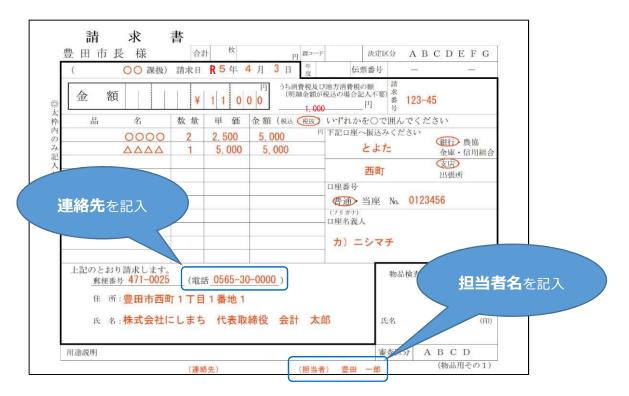
令和5年4月から、本市と契約を行う事業者の皆様からご提出いただく請求書について、押印を 廃止します。

請求書への**押印(法人印・代表者印)を廃止**しますが、請求者(債権者)本人からの提出であることを確認させていただくため、請求書に「担当者名」と「連絡先」の記入をお願いします。

- ◆**見積書**には引き続き**押印が必要**です。
- ◆これまでどおり、法人印・代表者印を押印した請求書も有効です。 ※ただし、請求書に押印がある場合は、見積書と同じ印鑑を押印してください。
- ◆請求書(エクセル版)の新しい様式は、3月下旬より豊田市のホームページ
 (http://www.city.toyota.aichi.jp/)から入手できます。
 豊田市ホームページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市の組織 ⇒ 会計課 ⇒ 「豊田市指定請求書のエクセル版」
- ◆請求書の提出方法:①窓口(手渡しによる提出)、②郵送、③メール(データによる提出)、 ④FAX のいずれかの方法でご提出ください。

【請求書記入例】

連絡先・担当者名を以下のように記載してください。



【問い合わせ先】

豊田市役所 会計課

電話: 0565-34-6664

【別添資料】メールによる請求書提出方法

≪請求者≫

- ①請求書をPDF形式等の編集のできないファイル形式にし、パスワードの設定を行ってください。 ※パスワードの設定は、圧縮ファイル(ZIPファイル)にパスワードを設定する方法でも結構です。
- ②豊田市の担当所属に、請求書をメールで送信する旨を電話でお伝えください。 また、電話の際には、「請求者の名前」「連絡先(携帯番号等)」「①で設定したパスワード」を市の担当職員にお伝えください。
 - ※豊田市の担当所属宛のメールアドレスは、市HP等でご確認ください。
- ③豊田市の担当所属へ請求書を添付したメールを送信してください。
 - ※セキュリティのため、<u>①で設定したパスワードをメール本文に絶対に記載しないでください。</u>

≪豊田市の担当所属≫

- ④ 豊田市の担当所属でメール受信後に、請求者へ受信した旨を伝えるメールを返信します。
 - ※ 返信メールが届かない場合は、お手数ですが、担当所属までご連絡ください。